

他県の条例における目的及び基本理念について

いわてけん
(岩手県)

○ 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

もくてき
(目的)

第1条 この条例は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進することを目的とする。

きほんりねん
(基本理念)

第3条 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消は、障がいのある人自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を尊重することを基本として、行われなければならない。

2 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、

不利益な取扱いの多くが、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等に起因

するものであることにかんがみ、^{しょう}障がいについての^{りかい}理解を^{ふか}深めることを

^{きほん}基本として、^{おこな}行われなければならない。

やまがたけん
(山形県)

○ やまがたけんしょう 障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例

もくてき
(目的)

だい じょう この しょうれい しょう りゆう さべつ かいしょう かん きほんりねんなら
第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念並び

けん せきむおよ けんみんとう やくわり あき しょう りゆう さべつ
に県の責務及び県民等の役割を明らかにし、障がいを理由とする差別の

かいしょう きほん じこう さだ けんみん しょう およ しょう しゃ
解消の基本となる事項を定めるとともに、県民の障がい及び障がい者に

たい りかい そくしん た ひつよう せさく さくてい およ すいしん
対する理解の促進その他の必要な施策を策定し、及び推進することにより、

もって しょう う む わ へだ そうご じんかく こせい
もって障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性

そんちよう あ きょうせい しゃかい じつげん きよ もくてき
を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう しょう りゆう さべつ かいしょう すいしんおよ だい じょう きてい しゃかい
第3条 障がいを理由とする差別の解消の推進及び第1条に規定する社会

い か きょうせい しゃかい じつげん つぎ かなか じこう むね ほか
(以下「共生する社会」という。)の実現は、次に掲げる事項を旨として図

られなければならない。

すべ けんみん しょう う む ひと きほんてきじんけん きょうゆう
(1) 全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有す

こじん そんげん おも そんげん せいかつ ほしょう
る個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障され

けんり ゆう
る権利を有すること。

(2) 全ての障がい者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他

あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(3) 全ての障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保

され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(4) 全ての障がい者は、言語（手話を含む。以下同じ。）その他の意思疎通の

ための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は

利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

ふくしまけん
(福島県)

○ しょうがいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例

もくてき
(目的)

だいじょう この条例は、しょうがい及びしょうがいのある人へのけんみんりかいふか

しょうがいを理由とするさべつかいしょうすいしんかん きほんりねんさだけんせきむ

ならけんみんおよびじぎょうしゃやくわりあき しょうがいを理由とす

るさべつかいしょうすいしんかんせさくきほんじこうさだすべ

てのけんみんが、しょうがいのうむによってわけへだてられることなく、そうごじんかく

こせいそんちょうあ きょうせいしゃかいいか きょうせいしゃかいじつげん

にきよすることをもくてきとする。

きほんりねん
(基本理念)

だいじょう だいじょう きてい きょうせいしゃかい じつげん つぎ かか じこう むね はか

られなければならない。

一 すべけんみん しょうがいのうむにかかわらず、ひと きほんてきじんけん きょうゆう

るこじんとしてそのそんげんおも そのそんげんせいかつほしょう

るけんりゆう

二 しょうがいを理由とするさべつおお しょうがいのある人に対するりかいふそく

から生じていること及び誰もが障がいを持つこととなる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障がい及び障がいのある人に対する理解を深める必要があること。

三 全ての障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

四 全ての障がいのある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

五 全ての障がいのある人は、言語（手話を含む。以下同じ。）、点字、音訳等の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

とうきょうと (東京都)

○ とうきょうとしょうがいしゃ にかいそくしんおよ さべつかいしょう すいしん かん じょうれい 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

もくてき (目的)

だい じょう じょうれい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんりねん
第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念
さだ とうきょうと い か と とみんおよ じぎょうしゃ せきむ あき
を定め、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにす
るとともに、しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねん
法律第65号。以下「法」という。）第14条に規定する相談及び紛争の防止
ほうりつだい い か ほう だい じょう きてい そうだんおよ ふんそう ぼうし
又は解決のための体制の整備（以下「体制整備」という。）並びに法第15条
きてい けいはつかつどう い か けいはつかつどう じっし かん ひつよう じこうとう
に規定する啓発活動（以下「啓発活動」という。）の実施に関し必要な事項等
さだ しょうがい りゆう さべつ かいしょう きょうせいしゃかい
を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、もって共生社会の
じつげん きよ もくてき
実現に寄与することを目的とする。

きほんりねん (基本理念)

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう つぎ かなか じこう きほんりねん
第3条 障害を理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として
すいしん
推進するものとする。

- すべ とみん しょうがい う む ひと きほんてきじんけん きょうゆう
一 全て都民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するか
けがえのない個人として こんじん ぞんちよう
尊重されること。

二 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話等を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

四 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

五 障害を理由とする差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、全ての都民が相互理解を進め、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進すること。

とくしまけん
(徳島県)

○ 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例

もくてき
(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに地域社会における障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進することにより、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

きほんりねん
(基本理念)

第3条 第1条に規定する障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組に係る施策（以下「障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策」という。）は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

一 全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有す

るかけがえのない個人として尊重されること。

二 障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}の解消^{かいしょう}は、差別^{さべつ}が障がい^{しょうがい}のない人も含めた全

ての人^{ひと}に関係^{かんけい}する問題^{もんだい}であることが認識^{にんしき}され、差別^{さべつ}を生む背景^うにある誤解^{ごかい}、

偏見^{へんけん}その他の理解^たの不足^{りかい}が解消^{ふそく}されるよう、障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}とない人^{ひと}が学

び合^あい協力^{きょうりよく}していくことを旨^{むね}として行^{おこな}われなければならないこと。

三 障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}が、可能^{かのう}な限り^{かぎ}、言語^{げんご}（手話^{しゅわ}を含む^{ふく}。）その他の意思疎通^た

のための手段^{しゅだん}について選択^{せんたく}の機会^{きかい}が確保^{かくほ}されるとともに、情報^{じょうほう}の取得^{しゅとく}及び

意思疎通^{いしそつう}のための手段^{しゅだん}について選択^{せんたく}の機会^{きかい}の拡大^{かくだい}が図^{はか}られること。

四 情報^{じょうほう}の取得^{しゅとく}及び意思疎通^{いしそつう}に関する支援^{かん}は、障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}とない人^{ひと}の

双方^{そうほう}が、その利益^{りえき}を享受^{きょうじゆ}する主体^{しゅたい}であることを旨^{むね}として行^{おこな}うこと。

五 全ての障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}が、社会^{しゃかい}を構成^{こうせい}する一員^{いちいん}として、自^{みづか}らの意思^{いし}によ

って社会^{しゃかい}、経済^{けいざい}、文化^{ぶんか}その他^たあらゆる分野^{ぶんや}の活動^{かつどう}に参加^{さんか}し、障がい^{しょうがい}のある

人^{ひと}もない人^{ひと}も、互^{たが}いに支^{ささ}え合^あい安^{あん}心^{しん}して暮^くらせることを旨^{むね}として行^{おこな}うこと。

六 障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}の自立^{じりつ}及び社会^{しゃかい}参加^{さんか}の促進^{そくしん}は、就^{しゅう}労^{ろう}支^し援^{えん}、雇^こ用^{よう}促^{そく}進^{しん}、ス

ポーツ^{およ}及び文化^{ぶんか}芸術^{げいじゆつ}の振興^{しんこう}その他^たの障がい^{しょうがい}のある人^{ひと}の福祉^{ふくし}の向^{こう}上^{じょう}に関^{かん}す

る施策^{せさく}との有^{ゆう}機^{きてき}的^{れんけい}な連^{れん}携^{けい}が図^{はか}られること。

せんだいし
(仙台市)

○ せんだいししょうがい りゆう さべつ しょうがい ひと ひと とも く
仙台市 障害を理由とする差別をなくし 障害のある人もない人も共に暮ら
しやすいまちをつくる しょうれい
条例

もくてき
(目的)

だい じょう しょうれい ほんし しょうがい りゆう さべつ かいしょう かん
第1条 この条例は、本市における 障害を理由とする差別の解消に関し、
きほんりねん さだ し じぎょうしやおよ しみん せきむ あき しょうがい
基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害
を理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることによ
り、しょうがい りゆう さべつ かいしょう そうごうてき けいかくてき すいしん しょう
り、障害を理由とする差別の解消を総合的かつ計画的に推進し、もって障
がい うむ によって わ へだ そうご さんちよう あ きょうせいしゃかい
害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合う共生社会の
じつげん きよ もくてき
実現に寄与することを目的とする。

しょうがい りゆう さべつ かいしょう きほんりねん
(障害を理由とする差別の解消の基本理念)

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん つぎ かか きほんりねん い か
第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる基本理念（以下
「基本理念」という。）のもと行われなければならない。

- すべ しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの ひと きほんてきじんけん きょうゆう こじん
一 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人
としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される
けんり ゆう
権利を有すること

二 なんびとも、^{ふとう さべつてきとりあつか}不当な差別的取扱いにより、^{しょうがいしゃ けんりりえき しんがい}障害者の権利利益を侵害してはならないこと

三 ^{しゃかいてきしょうへき じょきよ}社会的障壁の除去のためには、^{ごうりてきはいりよ おこな}合理的配慮を行うことが、^{そくしん ひつよう}促進される必要があること

四 ^{しょうがい りゆう}障害を理由とする^{さべつ}差別は、^{しょうがいしゃ かん}障害者に関する^{りかい}理解の不足又は^{ふそくまた へんけん}偏見から生
^えじ得ることから、^{すべ}全ての^{じぎょうしゃおよ}事業者及び^{しみん}市民が^{しょうがいおよ}障害及び^{しょうがいしゃ かん}障害者に関する^{りかい}理解を
^{ふか}深める^{ひつよう}必要があること

五 ^{しょうがい}障害がある^{じょせい}女性は^{しょうがいおよ}障害及び^{せいべつ}性別による^{ふくごうてき}複合的な^{よういん}要因により^{さべつ}差別を受け
やすいこと、^{しょうがい}障害がある^{じどう}児童に対しては^{しょうがいおよ}障害及び^{ねんれい}年齢に応じた^{おう}適切な^{てきせつ}支援
^{ひつよう}が必要であること等を^{とう}踏まえ、^{しょうがいしゃ}障害者の^{しょうがい}障害の^{じょうたい}状態のほか、その^{せいべつ}性別、
^{ねんれい}年齢、^{じょうきょうとう}状況等に^{おう}応じた^{てきせつ}適切な^{はいりよ}配慮が^{もと}求められること

六 ^{さいがいじ}災害時において^{しょうがい}障害がある者の^{もの}安全を^{あんぜん}確保するため、^{かくほ}地域における^{ちいき}災害
^じ時の^{しえんたいせい}支援体制の^{せいびおよ}整備及び^{さいがいはっせいじ}災害発生時における^{てきせつ}適切な^{しえんかつどう}支援活動が^{もと}求められる
こと

ほうりつ
(法律)

○ しょうがいしゃきほんほう
障害者基本法

もくてき
(目的)

だい じょう このほうりつは、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的
じんけん きょうゆう じん さんちよう
人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、
そうご じんかく こせい さんちよう きょうせい しゃかい じつげん
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、
ちゅうりやく しょうがいしゃ じりつおよ しゃかいさんか しえんとう せさく そうごうてき
(中略)、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ
けいかくてき すいしん もくてき
計画的に推進することを目的とする。

○ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

もくてき
(目的)

だい じょう このほうりつは、しょうがいしゃきほんほう しょうわ ほうりつだい ごう きほんてき
第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な
りねん にのっとり、すべてのしょうがいしゃ、しょうがいしゃ もの ひと きほんてきじんけん
理念にのっとり、すべての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を
きょうゆう こじん さんげん おも さんげん せいかつ ほ
享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保
しょう けんり ゆう ふ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進

かん きほんてき じこう ぎょうせい きんとう およ じぎょうしゃ しょうがい りゆう
に関する基本的な事項，行政機関等及び事業者における障害を理由とする

さべつ かいしょう そ ちとう さだ しょうがい りゆう さべつ
差別を解消するための措置等を定めることにより，障害を理由とする差別

かいしょう すいしん すべ こくみん しょうがい う む わ へだ
の解消を推進し，もって全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられ

ることなく，そうご じんかく こせい そんちょう あ きょうせい しゃかい じつげん
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に

し
資することを目的とする。